

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果概要について

I 概要

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する案につき、以下の通り意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成 25 年 3 月 26 日（火）～平成 25 年 4 月 26 日（金）
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

II 御意見の提出数

- (1) ご意見の提出者数と内訳

事業者団体・民間事業者関係	5 通
<u>個人・市民団体・その他</u>	<u>2 通</u>
合計	7 通

- (2) 意見の延べ総数 11 件

III 御意見の概要と対応方針等について

次表のとおり

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する案に対するご意見の概要と意見に対する考え方について

ご意見の対象となる箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2. 改正内容 (1)フローバイ・ガス還元装置	フローバイ・ガス還元装置の備え付けが困難なものについては、現在の排気ガス規制値によっても、フローバイ・ガス還元装置の備え付けたものは、備え付けが困難なものよりNMHC等の排出ガス規制値をもっと強化するべきだと思います。	フローバイ・ガスに関する改正案該当部分については、欧米においても改正案と同様の手法が採用されており、国際的な基準の調和を図ることにより環境対応技術が進み、大気環境の保全に資すると考えております。なお、頂いたご意見は今後の検討に際して、参考とさせていただきます。
2. 改正内容 (2)排出ガス試験における新試験法の導入及び規制値強化 及びその他	Nox規制値を、全てのクラスでの規制値強化を要望します。 また、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」を、全ての業種に適用することを提案いたします。	規制値強化は、海外の規制及び公道を走行するディーゼル特殊自動車の規制とも調和を図っているところです。国際的な基準の調和を図ることにより、環境対応技術が進み、大気環境の保全がより図られると考えております。 また、指針の適用拡大については、直接本案の内容に関係しないと思われませんが、今後の参考とさせていただきます。
3. 適用開始時期	生産台数の少ない機械(林業機械等)について、新基準の適用開始時期及び継続生産車への適用期限を延長してもらいたい。 2014年規制経過措置の間、少数生産車への移行を前提とした2011年規制届出を認る緩和措置を設けて欲しい。 規制値強化は、適用開始時期を当面延期するべきである。	規制値強化及び規制適用開始時期は、海外の規制及び公道を走行するディーゼル特殊自動車の規制とも調和を図っているところです。 また、生産台数の少ない機械等に対し、少数特例及び使用者による個別確認といった制度も用意されております。 ご理解のほどよろしく願います。
その他	①排出ガス規制の実効性を担保する適正燃料使用の喚起施策の導入 ②価格上昇に対する使用者への助成金制度や税制優遇措置制度などの支援策の導入 ③公共事業の入札(総合評価方式)において、今回改正対応機の使用が優位となる施策の導入 ④将来の道路運送車両法と特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の間のハーモナイズの促進、並びに欧米の規制とのハーモナイズの促進 排出ガスの排出抑制を確実にするために適正燃料の使用に向けた取り組みが必要。	①、②及び③について、直接改正案の内容に関係しないと思われませんが、今後の施策等の検討に際して、参考とさせていただきます。 ④に関しては、道路運送車両法と特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律はその車両等の使用形態の相違から法律が分かれてはおりますが、可能な限り、規制値や試験方法などを同様なものとしております。また、国際的な基準との調和も図っていくこととしております。 改正案の内容に直接関係しないと思われませんが、今後の参考とさせていただきます。